

平成 29 年 9 月 4 日開会

平成 29 年 9 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	平成 28 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	平成 28 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	平成 28 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	6
認 定 第 7 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	7
報 告 第 8 号	平成 28 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	8
報 告 第 9 号	平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	10
議 案 第 66 号	寝屋川市基金条例の一部改正	11
議 案 第 67 号	寝屋川市税条例の一部改正	13
議 案 第 68 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	20
議 案 第 69 号	寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等	22

番 号	案 件	頁
議案第 70 号	寝屋川市立斎場条例の一部改正	36
議案第 71 号	寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定	38
議案第 72 号	寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の制定	52
議案第 73 号	平成 29 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 74 号	平成 29 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 75 号	平成 29 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 76 号	平成 29 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 77 号	財産の取得（災害時用備蓄品）	55 ^レ
議案第 78 号	平成 28 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	56
議案第 79 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	57
議案第 80 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	58



認定第 1 号

平成 28 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 2 号

平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 3 号

平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 4 号

平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 5 号

平成 28 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 28 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 6 号

平成 28 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 28 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 7 号

平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北川法夫

平成 28 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により平成 28 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

平成28年度 寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳		国 府 支出金	左 の 財 源 内 訳		国 府 支出金	左 の 財 源 内 訳	
				年割額	特 定 財 源		一般財源	特 定 財 源		地方債	その他		一般財源	特 定 財 源		地方債	その他
			27	円	112,400,000	円	92,000	円	112,492,000	円	92,000	円	0	円	0	円	0
			28	円	207,800,000	円	68,000	円	207,867,320	円	67,320	円	680	円	0	円	680
			計	円	320,200,000	円	160,000	円	320,359,320	円	159,320	円	680	円	0	円	680
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所耐震補強工事															

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.33)	— (16.33)	2.1 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

寝屋川市基金条例の一部改正

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例

寝屋川市基金条例（平成 19 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(17) 寝屋川市国民健康保険財政運営 安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図り、その健全な運営に資するため
------------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 69 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 69 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 6 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 14 条中第 17 項を第 19 項とし、第 16 項の次に次の 2 項を加える。

17 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

18 法附則第 15 条第 45 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 32 条第 2 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項、第 44 項若しくは第 45 項」に改める。

附則第 37 条の 2 第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
附則第 38 条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 38 条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 96 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第 98 条及び第 99 条の規定を除く。)

を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第38条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条第1号の改正規定及び附則第6条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第19条第1号及び附則第6条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第69条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを寝屋川市税条例第96条第2項の納期限（納期

限の延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者 (以下この条において「第三者」という。) にあるときは、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者 (当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 号) 附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定 (寝屋川市税条例第 98 条及び第 99 条の規定を除く。) を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年寝屋川市条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 95 条及び新条例附則第 37 条の 2」を「寝屋川市税条例第 95 条及び附則第 37 条の 7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 95 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 37 条の 7 第 1 項	第 95 条	寝屋川市税条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年寝屋川市条例第 10 号。以下 この条において「平成 26 年改正条例」と いう。) 附則第 6 条の規定により読み替え て適用される第 95 条

附則第 37 条の 7 第 1 項の表	第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 95 条第 2 号ア
第 2 号アの項	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

(寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年寝屋川市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中附則第 37 条の 2 の改正規定を次のように改める。

附則第 37 条の 2 第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 95 条第 2 号アの項中「第 95 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 95 条第 2 号アの項中「第 95 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 95 条第 2 号アの項中「第 95 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 95 条第 2 号アの項中「第 95 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条中寝屋川市税条例附則第 37 条の次に 5 条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第 38 条を次のように改める。

第 38 条 削除

附則第1条第1号中「改正規定」の次に「並びに次条」を加え、同条第2号中「次条、」を削る。

附則第2条を次のように改める。

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第37条の2第1項の表第95条第2号アの項の左欄及び中欄中「第95条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

議案第 68 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項に次の 2 号を加える。

- (13) 介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定事業者の指定の申請（寝屋川市の区域外に所在する事業所に係る指定の申請である場合を除く。）に対する審査 1 件につき 30,000 円
- (14) 介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定事業者の指定の更新の申請（寝屋川市の区域外に所在する事業所に係る指定の更新の申請である場合を除く。）に対する審査 1 件につき 10,000 円

第 9 条の 2 第 2 項に次の 4 号を加える。

- (7) 前項第 1 号及び第 13 号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000 円
- (8) 前項第 2 号及び第 14 号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合 10,000 円
- (9) 前項第 3 号及び第 13 号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000 円
- (10) 前項第 4 号及び第 14 号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合 10,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第 9 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る事務について適用し、同日前の申請に係る事務については、なお従前の例による。

寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等

寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等
の一部を改正する等の条例

(寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年寝屋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項中「この条例により」を「この条例による」に、「による被保険者又は」を「の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者又は」に、「による被保険者（」を「の規定による被保険者（」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証又は大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則（平成12年大阪府規則第147号）第7条第2項に規定する医療受給者証（以下これらを「医療受給者証」という。）を所持する者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級第9号に該当する者

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児であつて、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に

定める1級第9号に該当するもの

第2条第2項中「助成」を「医療費の助成」に改め、同項第2号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同項第3号中「国民健康保険法又は」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は」に改め、「を含む。）」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者」を加え、「加入者であつた者」を「加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)による医療証の交付を受けている者、寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年寝屋川市条例第1号)による医療証の交付を受けている者又は寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年寝屋川市条例第号)附則第7条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年寝屋川市条例第37号)による医療証の交付を受けている者

第2条第2項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

- (5) 寝屋川市の区域内に所在する、前項の障害者支援施設又は障害児入所施設に入所をすることにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際大阪府の他の市町村の区域内に住所を有していると認められるもの(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者(国民健康保険組合に加入している者を除く。))に限る。)

第2条中第1項の次に次の1項を加える。

- 2 大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する障害児入所施設に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際寝屋川市の区域内に住所を有していたと認められるもの(国民健康保険法又

は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）については、前項に規定する寝屋川市の区域内に住所を有する者とみなす。

第2条の2第1項中「1月」を「各年の1月」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険法又は」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は」に、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合」に改め、同条第2項中「その給付を受ける額の」を「その」に、「助成」を「この条例による医療費の助成」に改め、同項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項第2号中「対象者」を「対象者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第4条を次のように改める。

(助成の適用)

第4条 この条例による医療費の助成は、次条の規定による申請があつた日の属する月の初日又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日のいずれか遅い日から行う。

(1) 身体障害者手帳を所持する者 身体障害者手帳の交付日

(2) 知的障害の程度を判定された者 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項に規定する療育手帳又は知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条に規定する判定書の判定日

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 精神障害者保健福祉手帳の交付日

(4) 医療受給者証を所持する者 医療受給者証の認定日又は交付日

第6条及び第7条を次のように改める。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、対象者に該当するかどうかを審査し、対象者に該当することを確認したときは、医療証を交付するものとする。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、次条第1項本文の規定の適用を受けようとするときは、大阪府の区域内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。

第8条本文中「医療費」を「この条例による医療費」に、「契約医療機関」を「医療機関等」に改め、同条ただし書中「第5条の」を「第5条の規定による」に、「対象者」を「対象者等」に改め、「医療費の助成を」を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改める。

第10条第1項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「その旨」を「、その旨」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「規則で定めるところによりその旨」を「、その旨」に改める。

第11条第1項中「助成」を「医療費の助成」に改める。

第12条中「偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者
- (2) 前条の規定に違反した者
- (3) この条例による医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第13条 市長は、第5条の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、この条例による医療費の助成に当たり必要があると認める

ときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は受給者その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第 15 条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和 55 年寝屋川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「生活の安定と」を「その健康の保持、生活の安定及び」に、「を図るについて必要な事項を定めるものとする」を「に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする」に改める。

第 1 条の 2 第 2 項第 1 号中「以下同じ。」を削る。

第 2 条第 1 項中「この条例により」を「この条例による」に、「のうち」を「であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち」に改め、同条第 2 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、国が実施する医療公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年寝屋川市条

例第 44 号) による医療証の交付を受けている者又は寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成 5 年寝屋川市条例第 1 号)による医療証の交付を受けている者

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「1 月」を「各年の 1 月」に改め、同項第 2 号ア中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「(昭和 33 年法律第 192 号) 又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)」を「、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」に、「特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)」が行われた場合」に、「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)」を「対象者等」に改め、同条第 2 項中「助成」を「この条例による医療費の助成」に改め、同項第 1 号中「ついで、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げるときのほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 この条例による医療費の助成は、助成額に相当する金額を、市長が健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条第 1 項の規定による申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者等に支払うことによりこの条例による医療費の助成を行うことができる。

第 4 条を次のように改める。

(助成の申請等)

第4条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、対象者に該当するかどうかを審査し、対象者に該当することを確認したときは、医療証を交付するものとする。

第5条の見出しを「(助成の適用)」に改め、同条第1項中「の属する月の初日から開始する」を「から適用する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用については、前条第1項の規定による申請のあつた日の属する月の初日を限度として、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなつた日に遡及することができる。

第5条第2項中「又はその法定代理人」を削り、「第1項」を「前項」に、「開始する」を「適用する」に改める。

第6条を次のように改める。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、第3条第3項の規定の適用を受けようとするときは、大阪府の区域内に所在する医療機関等に医療証を提示しなければならない。

第7条中「又はその法定代理人」を削る。

第8条を次のように改める。

(不正利得の返還等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) ひとり親家庭医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者

第10条第1項中「又はその法定代理人」を削る。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第 11 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第 12 条 市長は、ひとり親家庭医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は受給者その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第 13 条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（平成 5 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改め、「(以下「障害者医療費の助成」という。）」及び「(以下「ひとり親家庭医療費の助成」という。）」を削り、同項第 1 号中「又は特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときの特別療養費を除く。以下同じ。）の支給」を「、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）」に改め、同項第 2 号中「又は特別療養費の支給」を「、家族訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）」に改め、同条第 2 項中「障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成を受けることができる」を「寝屋川市重度障害者医療費の助成に関する条例による医療証の交付を受けている子ども又は寝屋川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療証の交付を受けている」に改め、同条第 3 項中「について」の次に「、他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改める。

第5条第2項中「市長と契約を締結した病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「契約療養機関」という。）」を「大阪府の区域内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）」に、「当該契約療養機関」を「当該医療機関等」に改める。

第6条第1項中「契約療養機関」を「医療機関等」に改める。

第8条を次のように改める。

（不正利得の返還等）

第8条 市長は、次のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) 子ども医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（事実の調査）

第10条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第11条 市長は、子ども医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、資格者又は第6条第2項の規定による決定を受けた者（以下「資格者等」という。）に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は資格者等その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提出を求めることができる。

（助成の制限）

第12条 市長は、資格者等が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を

行わないことができる。

(寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年寝屋川市条例第37号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正前身体障害者等医療費助成条例 第1条の規定による改正前の寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例をいう。
- (2) 改正後重度障害者医療費助成条例 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例をいう。
- (3) 改正前ひとり親家庭医療費助成条例 第2条の規定による改正前の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をいう。
- (4) 改正後ひとり親家庭医療費助成条例 第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をいう。
- (5) 改正前子ども医療費助成条例 第3条の規定による改正前の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例をいう。
- (6) 改正後子ども医療費助成条例 第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例をいう。
- (7) 廃止前老人医療費助成条例 第4条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例をいう。
- (8) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 改正後重度障害者医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた、改正後重度障害者医療費助成条例による医療証の交付

を受けている者に対する保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた、改正前身体障害者等医療費助成条例による医療証の交付を受けていた者に対する保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に次条の規定により改正後重度障害者医療費助成条例第6条に規定する医療証とみなされる医療証の交付を受けている者その他規則で定める者であって、施行日以後において引き続き改正後重度障害者医療費助成条例による医療証の交付を受けたものに関する改正後重度障害者医療費助成条例第3条第1項の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

第4条 改正前身体障害者等医療費助成条例第6条の規定により交付された医療証は、その有効期間が満了するまでの間に限り、改正後重度障害者医療費助成条例第6条の規定により交付された医療証とみなす。

(寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 改正後ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に改正前ひとり親家庭医療費助成条例による医療証の交付を受けている者その他規則で定める者であって、施行日以後において引き続き改正後ひとり親家庭医療費助成条例による医療証の交付を受けたものに関する改正後ひとり親家庭医療費助成条例第3条第1項第1号の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同号中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

(寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 改正後子ども医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に改正前子ども医療費助成条例による医療証の交付を

受けている者その他規則で定める者であって、施行日以後において引き続き改正後子ども医療費助成条例による医療証の交付を受けたものに関する改正後子ども医療費助成条例第4条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同号中「支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）」とあるのは、「支給」とする。

（寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第7条 次に掲げる者については、廃止前老人医療費助成条例の規定は、平成33年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、廃止前老人医療費助成条例第3条第2項の規定中「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」とあるのは「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費」と、「規則で定める一部自己負担額」とあるのは「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年寝屋川市条例第44号）第3条第1項に規定する規則で定める一部自己負担額」とする。

(1) 施行日の前日において、廃止前老人医療費助成条例による医療証の交付を受けていた者

(2) 施行日の前日において、大阪府の他の市町村において、廃止前老人医療費助成条例に相当する当該他の市町村の条例の規定により、前項に規定する医療証に相当する医療証の交付を受けていた者

2 前項の規定は、改正後重度障害者医療費助成条例による医療証の交付を受けた者又は改正後ひとり親家庭医療費助成条例による医療証の交付を受けた者については、適用しない。

（寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第8条 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項事務の欄(1)中「寝屋川市老人医療の助成に関する条例」を「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年寝屋川市条例第 号）附則第7条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例」に改め、同表市長の項事務の欄(2)

中「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第2市長 ㉞の項中「寝屋川市老人医療の助成に関する条例」を「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第7条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例」に改め、同表市長 ㉟の項中「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

(寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第9条 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項事務の欄(1)を次のように改める。

(1) 削除

別表第2市長 ㉞の項を次のように改める。

㉞ 削除

議案第 70 号

寝屋川市立斎場条例の一部改正

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例

寝屋川市立斎場条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表火葬炉 死産児の項の次に次のように加える。

改葬に係る死体又は遺骨	1 体	10,000	30,000
-------------	-----	--------	--------

別表の（備考）1 の(2)中「火葬」を「火葬又は改葬」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用料について適用する。

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例の制定

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 寝屋川市が設置する公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体（法人その他の団体をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、当該指定に係る申請書に当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 市長又は寝屋川市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人（次号において「役員等」という。）となっている団体
- (2) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- (3) 寝屋川市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める団体

(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 当該公の施設の管理の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、あらかじめ、別に条例で定める指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別に条例で定める団体に公の施設の管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現が図られ、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、規則で定める相当の事由があると認める場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、指定管理者の候補者を選定することができる。

3 市長は、前2項の規定による選定をしようとするときは、当該団体に対し第3条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らして審査を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、第5条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があった場合には、速やかに、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 管理の業務の内容に関する事項
- (3) 使用料又は利用料金に関する事項
- (4) 寝屋川市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) 管理の業務に関する事業の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内（年度の途中においてその指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日から起算して7日以内）に、当該公の施設の管理の業務に関する事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該公の施設の管理の業務に係る収支決算書を添付しなければならない。

(業務報告の求め等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し、定期に又は随時に、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の規定による報告の求めに応じないとき又は同条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当

該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときについて準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じたときであっても、市長は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、当該公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により当該公の施設の施設又は設備を滅失し損傷し又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員若しくは職員その他の当該管理の業務に従事する者又はこれらの者であった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の規定の適用については、この条例の規定（第4条第1号を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第4条第1号中「市長」とあるのは「教育委員会の教育長若しくは委員」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている附則第7項の規定による改正前の寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号）の規定による指定管理者の指定の手續及び附則第10項の規定による改正前の寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の規定による指定管理者の指定の手續は、この条例の相当規定に基づく指定管理者の指定の手續とみなす。

(寝屋川市都市公園条例の一部改正)

- 3 寝屋川市都市公園条例（昭和54年寝屋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第18条」に、「第26条－第34条」を「第19条－第27条」に、「第35条－第39条」を「第28条－第32条」に、「第40条・第41条」を「第33条・第34条」に改める。

第17条第1号中「第27条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第18条を次のように改める。

(指定管理者の候補者の選定)

第18条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターを指定管理者の候補者として選定するものとする。

第19条から第25条までを削り、第26条を第19条とし、第27条を第20条とし、第28条を第21条とする。

第29条第1項中「第27条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第2号中「第27条第3項各号」を「第20条第3項各号」に改め、同条を第22条とする。

第30条第1項中「利用料金」を「有料施設及びその附属施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第23条とし、第31条を第24条とし、第32条を第25条とし、第33条を第26条とする。

第34条中「第29条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第5章中第35条を第28条とし、第36条を第29条とし、第37条を第30条とする。

第38条中「第35条」を「第28条」に改め、同条を第31条とし、第39条を第32条とする。

第40条第1号から第4号までの規定中「第38条」を「第31条」に改め、同条第5号中「第28条第1項」を「第21条」に改め、同条第6号中「第36条」を「第29条」に改め、第6章中同条を第33条とし、第41条を第34条とする。

別表第4中「第26条」を「第19条」に改める。

別表第5中「第30条」を「第23条」に改める。

(寝屋川市立エスポアール条例の一部改正)

4 寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条から第13条までを削る。

第14条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第8条とし、第15条から第22条までを6条ずつ繰り上げる。

第23条第1項を削り、同条第2項中「第21条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項を第17条とし、第24条を第18条とし、第25条を第19条とする。

第26条中「指定管理者又は」を削り、同条を第20条とする。

第27条を削り、第28条を第21条とする。

別表中「第14条第2項」を「第8条」に改める。

(寝屋川市野外活動センター条例の一部改正)

5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条から第11条までを削る。

第12条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第6条とし、第13条から第20条までを6条ずつ繰り上げる。

第21条第1項を削り、同条第2項中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を第15条とし、第22条を第16条とし、第23条を第17条とする。

第24条中「指定管理者又は」を削り、同条を第18条とする。

第25条を削り、第26条を第19条とする。

別表第1中「第12条第2項」を「第6条」に改める。

別表第2中「第12条第2項及び第16条第1項」を「第6条、第10条」に改める。

(寝屋川市立市民会館条例の一部改正)

6 寝屋川市立市民会館条例（平成17年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条から第11条までを削る。

第12条第1項中「利用料金」を「これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第6条とし、第13条から第19条までを6条ずつ繰り上げる。

第20条第1項を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項を第14条とし、第21条を第15条とする。

第22条第3項中「第18条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第23条中「指定管理者又は」を削り、同条を第17条とする。

第24条を削り、第25条を第18条とする。

別表中「第12条第2項」を「第6条」に改める。

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

7 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第22条第2項」を「第16条」に改める。

第16条から第21条までを削る。

第22条第1項を削り、同条第2項を第16条とする。

第23条中「指定管理者又は」を削り、同条を第17条とする。

第24条を削り、第25条を第18条とする。

(寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部改正)

8 寝屋川市立コミュニティセンター条例（平成17年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、地域住民で構成された団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

第7条から第12条までを削り、第13条を第7条とし、第14条から第18条までを6条ずつ繰り上げる。

第19条第1項を削り、同条第2項中「第17条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を第13条とし、第20条を第14条とし、第21条を第15条とする。

第22条中「指定管理者又は」を削り、同条を第16条とする。

第23条を削り、第24条を第17条とする。

（寝屋川市公園墓地条例の一部改正）

9 寝屋川市公園墓地条例（平成17年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第67条－第69条」を「第67条・第68条」に改める。

第6条から第11条までを次のように改める。

（指定管理者の候補者の選定）

第6条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターを指定管理者の候補者として選定するものとする。

第7条から第11条まで 削除

第18条第1項中「利用料金」を「第1会堂等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第21条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第67条中「指定管理者又は」を削る。

第68条を削り、第69条を第68条とする。

（寝屋川市立市民体育館条例の一部改正）

10 寝屋川市立市民体育館条例の一部を次のように改正する。

第6条から第11条までを削る。

第12条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第6条とし、第13条から第20条までを6条ずつ繰り上

げる。

第21条第1項を削り、同条第2項中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を第15条とし、第22条を第16条とし、第23条を第17条とする。

第24条中「指定管理者又は」を削り、同条を第18条とする。

第25条を削り、第26条を第19条とする。

別表中「第12条第2項」を「第6条」に改める。

(寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正)

11 寝屋川市有料自転車駐車場条例（平成19年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、寝屋川市が出資している団体であって、次の各号のいずれにも該当するものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) その業務の全部又は一部が、地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接な関連を有するものであること。

(2) 駐車場の運営の実績を有するものであること。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とし、第13条から第20条までを5条ずつ繰り上げる。

第21条第1項を削り、同条第2項中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項を第16条とし、第22条を第17条とし、第23条を第18条とする。

第24条中「指定管理者又は」を削り、同条を第19条とする。

第25条を削り、第26条を第20条とし、第27条を第21条とする。

別表中「第12条第2項」を「第7条」に改める。

(寝屋川市立市民活動センター条例の一部改正)

12 寝屋川市立市民活動センター条例（平成19年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、寝屋川市の区域内で活動する複数の市民活動団体等で構成された団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

第7条から第12条までを削る。

第13条第1項中「有料施設」を「別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）」に、「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第7条とし、第14条から第20条までを6条ずつ繰り上げる。

第21条第1項を削り、同条第2項中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を第15条とし、第22条を第16条とし、第23条を第17条とする。

第24条中「指定管理者又は」を削り、同条を第18条とする。

第25条を削り、第26条を第19条とする。

別表中「第10条、第13条」を「第7条」に改める。

（寝屋川市立公民館条例の一部改正）

13 寝屋川市立公民館条例（平成21年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条から第10条までを削る。

第11条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第5条とし、第12条から第19条までを6条ずつ繰り上げる。

第20条第1項を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項を第14条とし、第21条を第15条とし、第22条を第16条とする。

第23条中「指定管理者又は」を削り、同条を第17条とする。

第24条を削り、第25条を第18条とする。

別表中「第11条第2項」を「第5条」に改める。

（寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正）

14 寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条から第11条までを削る。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、

同条第1項中「を利用する者は、指定管理者に利用料金を」を「に係る利用料金は、」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

センターの施設及びその附属設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に、これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第12条を第6条とし、第13条を第7条とし、第14条を第8条とする。

第15条中「センターの施設及びその附属設備を利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第9条とし、第16条から第22条までを6条ずつ繰り上げる。

第23条第1項を削り、同条第2項中「第20条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項を第17条とし、第24条を第18条とし、第25条を第19条とする。

第26条中「指定管理者又は」を削り、同条を第20条とする。

第27条を削り、第28条を第21条とする。

別表中「第12条」を「第6条」に改める。

（寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正）

15 寝屋川市立療育・自立センター条例（平成25年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条中「（以下「利用者負担額等」という。）」を削る。

第10条から第19条までを次のように改める。

（指定管理者の候補者の選定）

第10条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、障害児者の家族及び寝屋川市の区域内で障害児者の福祉のための活動を行っている関係団体等で組織された社会福祉法人を、療育施設又は自立施設の指定管理者の候補者として選定するものとする。

第11条から第19条まで 削除

（寝屋川市立学び館条例の一部改正）

16 寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条から第13条までを削る。

第14条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第7条とし、第15条から第22条までを7条ずつ繰り上げる。

第23条第1項を削り、同条第2項中「第21条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項を第16条とし、第24条を第17条とし、第25条を第18条とする。

第26条中「指定管理者又は」を削り、同条を第19条とする。

第27条を削り、第28条を第20条とする。

別表中「第14条」を「第7条」に改める。

（寝屋川市立有料自動車駐車場条例の一部改正）

17 寝屋川市立有料自動車駐車場条例（平成27年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（指定管理者の候補者の選定）

第5条 市長は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、寝屋川市が出資している団体であって、次の各号のいずれにも該当するものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) その業務の全部又は一部が、地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接な関連を有するものであること。

(2) 駐車場の運営の実績を有するものであること。

第6条から第10条までを削る。

第11条第1項中「利用料金」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第6条とし、第12条から第18条までを5条ずつ繰り上げる。

第19条第2号中「第16条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第14条とする。

第20条第1項第3号中「第15条第5項各号」を「第10条第5項各号」に改め、同条第3項中「第19条各号」を「前条各号」に改め、同条を第15条とする。

第21条を削り、第22条を第16条とし、第23条を第17条とする。

第24条中「指定管理者又は」を削り、同条を第18条とし、第25条を第19条と

する。

第26条を削り、第27条を第20条とする。

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定 委員会に関する条例の制定

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）第5条第2項に規定する指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、別表に定めるところにより、指定管理者選定委員会を置く。

(委任)

第3条 指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	
教育委員会	寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会	
寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会		

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害時用備蓄品 |
| 2 財産の概要 | (1) アルファ化米 31,200 食
(2) アルファ化米 (アレルギー対応品) 15,550 食
(3) 高齢者食 (アレルギー対応品) 4,050 食
(4) 乾パン 4,200 食
(5) その他 15 品目 |
| 3 取得目的 | 災害時における食料その他の生活必需品を市立の小学校及び中学校に備蓄するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 54,422,253 円
(内消費税及び地方消費税の額 4,031,278 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 三 好 尚 志 |

平成 28 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

平成 28 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1	当年度未処分利益剰余金	2,574,232,256 円
2	利益剰余金処分量	
	資本金	△100,000,000 円
		<u>△100,000,000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>2,474,232,256 円</u>

平成 28 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

平成 28 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1	当年度未処分利益剰余金	489,383,672 円
2	利益剰余金処分量	
	減債積立金	△339,383,672 円
		<u>△339,383,672 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 倉 内 喜 由 (くらうち きよし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 40 年 3 月 関西大学経済学部卒業

職 歴

昭和 40 年 4 月 大阪府に就職
昭和 49 年 4 月 商工部府民生活安定緊急対策室主査
昭和 51 年 11 月 生活環境部消費生活課消費生活係長
昭和 55 年 4 月 商工部指導課高度化資金係長
昭和 57 年 4 月 商工部指導課主幹
昭和 60 年 4 月 商工部指導課長代理
昭和 61 年 6 月 商工部商業課参事
昭和 62 年 5 月 商工部指導課参事
平成 2 年 4 月 環境保健部環境局環境整備課長
平成 4 年 4 月 農林水産部流通対策室長
平成 6 年 9 月 土木部次長
平成 8 年 3 月 理事
平成 8 年 4 月 堺市助役
平成 10 年 4 月 総務部職員長
平成 12 年 4 月 同 上 退職

平成 12 年 6 月 財団法人大阪労働協会理事長に就任
平成 14 年 3 月 同 上 退任
平成 14 年 4 月 日本赤十字社大阪府支部事務局長に就任
平成 19 年 3 月 同 上 退任

公 職 歴 等

自 平成 14 年 3 月 寝屋川市有功者選定諮問委員会委員
至 平成 24 年 2 月

自 平成 20 年 11 月 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在

賞 罰

な し